

# 福岡市資源物回収協定制度の概要について

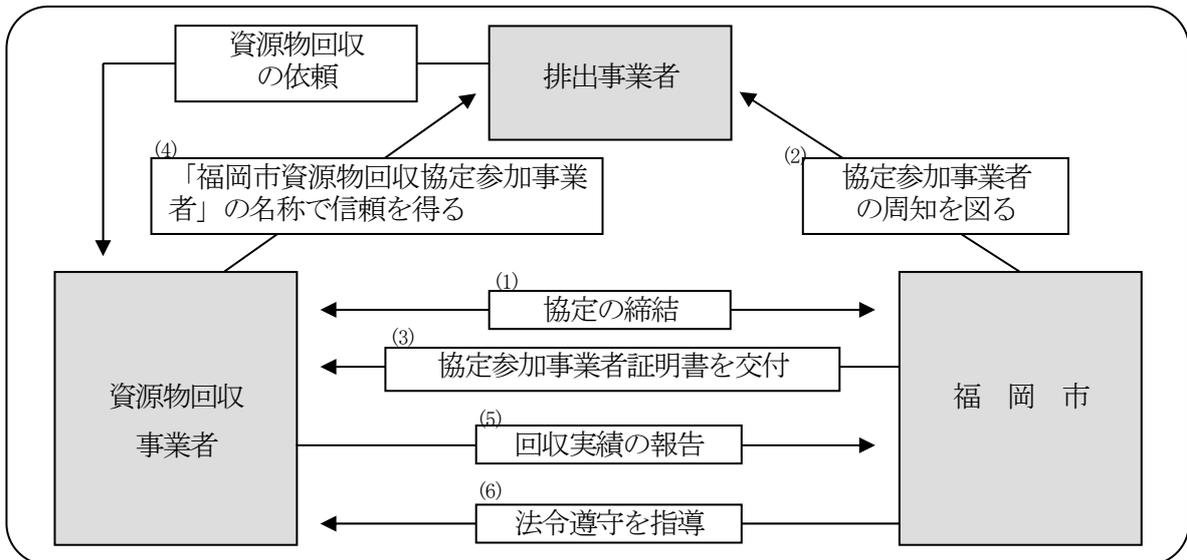
## 1 制度の趣旨

市と優良な資源物回収事業者が協定を締結し、両者が連携を図ることにより資源物の再生利用を促進することを目的としています。協定を締結した資源物回収事業者（協定参加事業者）の名称を市が公表することで、協定参加事業者の信頼性が高まり、排出事業者の資源化行動を誘発することが期待されます。

## 2 制度の概要

- (1) 市と優良な資源物回収事業者の間で協定を締結します。
- (2) 市は、市ホームページ等で協定参加事業者の周知を図ります。
- (3) 市は、「協定参加事業者証明書」を協定参加事業者に交付します。
- (4) 協定参加事業者は、「福岡市資源物回収協定参加事業者」という名称を使用することができます。ただし、「古紙部門」「機密書類部門」のように、協定で定めた取り扱う資源物の種類を明示して使用しなければなりません。
- (5) 協定参加事業者は、年に1回、資源物の回収実績を市に報告します。
- (6) 市は、協定参加事業者に法令遵守を指導します。

図1 本制度のイメージ図



### 3 協定参加資格

協定参加資格は下表のとおりです。

表1 協定参加資格

項目	参加資格
業の種類	古紙若しくは機密書類の再生業 <sup>※1</sup> 又は収集運搬業（再生目的の場合に限る）
場所	事務所（事務的な業務の運営を司る場所）又は事業場（再生業又は収集運搬業を行う本拠となる場所）が福岡市内にあること（ただし、事業場が市外にある場合は、表2に掲げる区域内にある場合に限る）
経験年数	福岡市内での事業経験年数 <sup>※2</sup> が3年以上あること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結基準（下記4）を満たしていること</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守していること</li> <li>・ 市税に係る徴収金に滞納がないこと</li> <li>・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと</li> </ul>

表2 事業場が市外にある場合の対象地域

福岡県	宗像市、福津市、古賀市、飯塚市、春日市、那珂川市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、朝倉市、小郡市、久留米市、糸島市、水巻町、遠賀町、岡垣町、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、桂川町、筑前町、大刀洗町
佐賀県	鳥栖市、唐津市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町

※事業場の場所が表2に掲げる区域内にあっても、事務所が福岡市内にある必要があります。

### 4 協定締結基準

協定参加資格の一要件である協定締結基準は次のとおりです。

#### (1) 再生業の場合

- ① 資源物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること
- ② 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた資源物の再生に適する施設を有すること
- ③ 資源物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること
- ④ 次の各号のいずれかを直接経由した再生ルートが確立されていること
  - ア 国内の製紙工場
  - イ その他再生利用されることが確実であると市長が認めたルート

※1 「古紙の再生」とは、古紙を再び製品の原材料とするため、古紙の圧縮及び梱包を自ら行う行為をいいます。「機密書類の再生」とは、機密書類を再び製品の原材料とするため、機密書類の圧縮及び梱包を行う前に、機密書類の機密情報を抹消するために行う破碎、裁断、溶解等の処理を自ら行う行為をいいます。

※2 古紙又は機密書類の再生業又は収集運搬業（再生目的の場合に限る）を福岡市内で営んだ経験年数を指します。

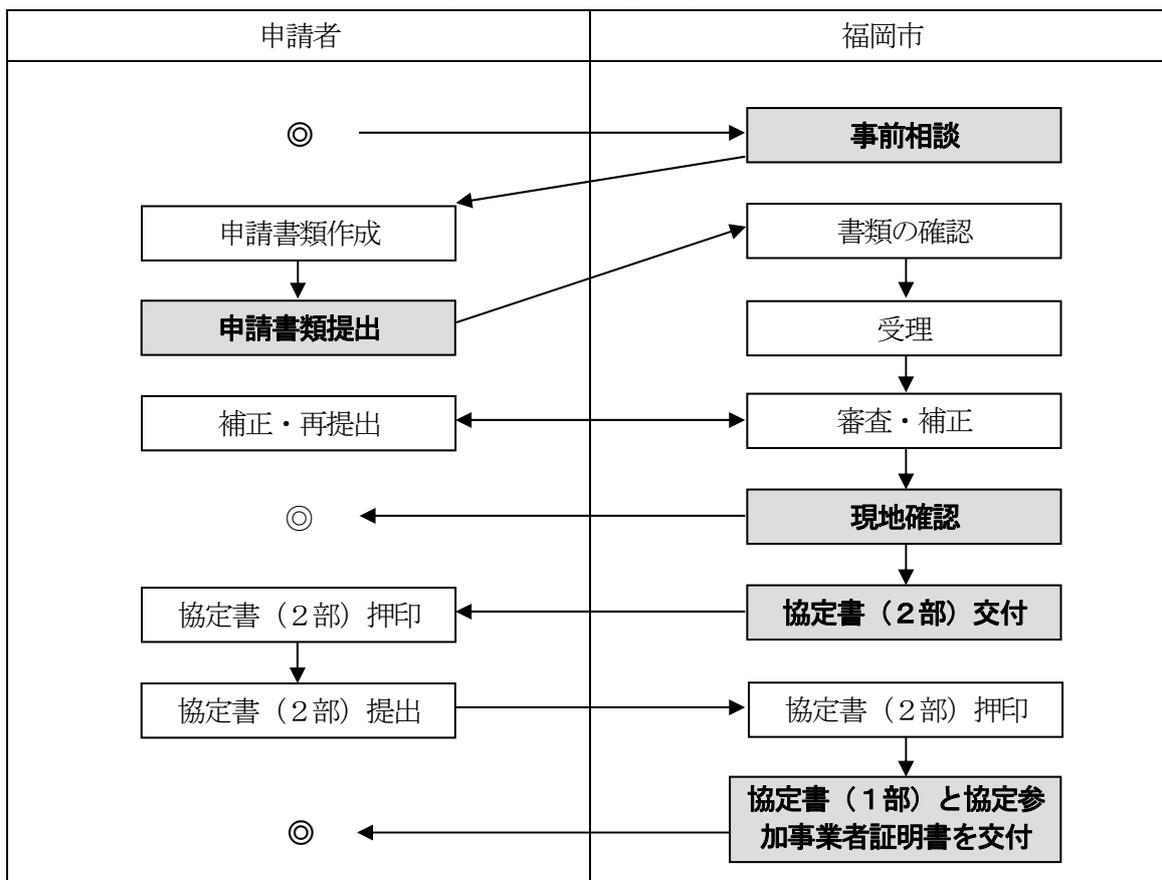
(2) 収集運搬業の場合

- ① 資源物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合には、資源物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること
- ③ 次の各号のいずれかを直接経由した再生ルートが確立されていること
  - ア 本市と本協定を締結した事業者のうち再生業を営んでいる者
  - イ 登録廃棄物再生事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者をいう。)
  - ウ 国内の製紙工場
  - エ その他再生利用されることが確実であると市長が認めたルート

5 協定締結までの流れについて

毎年度、一定期間、新規協定参加希望者の申請を受け付けます。協定締結までの流れは下図のとおりです。

図2 協定締結及び証明書交付までの流れ

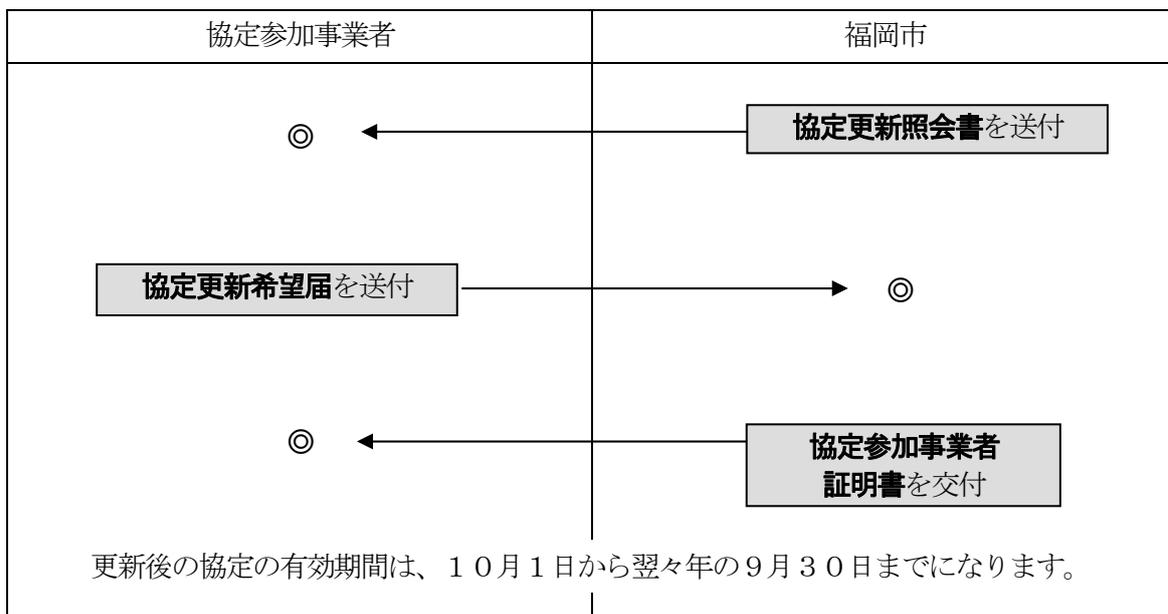


## 6 協定の更新について

協定の有効期間は原則として2年間です。以後の更新は、有効期間満了前に市から更新の意思を伺う照会を行い、これに協定参加事業者が回答をすることで更に2年間更新されます。回答期限までに回答が無い場合は、原則として、協定は有効期間満了とともに失効します。協定が更新されたら、市は、新たに「協定参加事業者証明書」を協定参加事業者に交付します。

なお、協定更新時には、協定参加資格である「市税に係る徴収金に滞納がないこと」を確認するための照会と暴力団排除のための照会を関係機関に対して実施することになっています（初回の協定参加申請時にもこれらの照会は実施します）。これらの照会に必要な「役員名簿」及び「同意書」もあわせて提出いただくことになります。

図3 協定更新の流れ



## 7 回収実績の報告について

協定参加事業者は、毎年度、前年の資源物の回収実績を報告することが義務づけられています。そのため、毎年市の定める書式にて回収実績報告書を提出していただきます。回収実績報告書の提出にあたっては、市から回収実績の照会を行いますので、指定された期日までに協定参加事業者から提出していただくこととなります。

なお、協定の更新を希望しない場合や有効期間中に協定解除申請した場合でも、協定参加していた年度の回収実績は報告していただきます。